

佐賀県訓令甲第9号

本 庁
現地機関

佐賀県企業誘致推進本部規程（昭和36年佐賀県訓令甲第14号）は、廃止する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。